



公正な証券市場の確立にむけて  
- 税理士会との連携 -

平成22年2月4日(木)

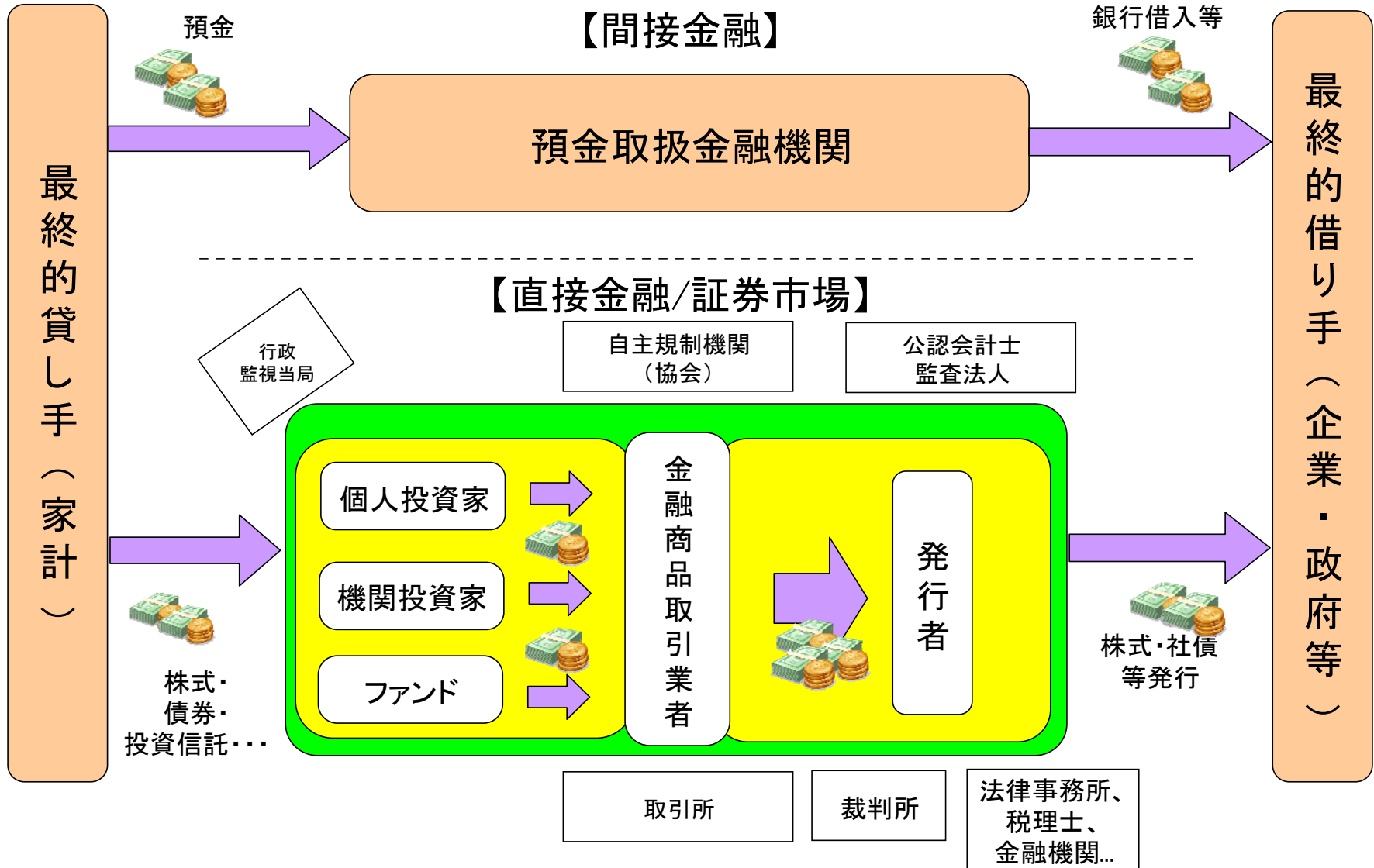
証券取引等監視委員会事務局 課徴金・開示検査課

後藤 健二

# — 概要 —

1. 金融システムの中の証券市場  
～皆で守るシステムとしての機能
2. 適正な価格形成と情報の重要性
  - (1) 適正な情報開示
  - (2) 不公正取引の防止  
～インサイダー取引規制を中心に
3. 証券不正への税理士の関与 –監視上の事例から–
4. 証券監視委の機能と活動状況

# 金融システム



# 法定開示と適時開示(タイムリーディスクロージャー)

【法定開示】

金商法

金融庁企業開示課

財務局監査官部門

## 発行者側

- 発行開示 有価証券届出書（法 5条）  
目論見書（法13条、15条）、発行登録書・発行登録追補書類（法23条の3、8）
- 継続開示 有価証券報告書（法 24条）、四半期報告書（法24条の4の7）  
臨時報告書（法24条の5）、内部統制報告書（法24条の4の4）

## 投資者側

- 大量保有報告書（法27条の23）  
公開買付届出書（法27条の3）

【適時開示】

取引所業務規程等

(金商法上の認可事項)

取引所上場管理部門

## 適時開示が求められる情報: 投資者の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する情報

- ・ 決定事実に関する情報  
株式・新株予約権の募集・売出し、株式交換事業の全部又は一部譲渡、業務提携  
代表取締役の異動、公認会計士の異動 等
- ・ 発生事実に関する情報  
災害に起因する損害、主要株主の異動 等
- ・ 決算に関する情報  
決算短信、四半期決算短信、業績予想の修正 等

上場会社の提出する発行開示の事由は、適時開示の対象にもなる。

実務上は、上場会社は上場契約/上場規程・規則等に基づき、開示内容について取引所との間で事前相談などやりとりをしている。

## 金融商品取引法の禁止する不公正取引

不正行為一般 (法第157条)

風説の流布、偽計等 (法第158条)

相場操縦行為等 (法第159条)

会社関係者<sup>\*</sup>のインサイダー取引 (法第166条)

公開買付者等関係者のインサイダー取引  
(法第167条)

\* 上場会社の役員・主要株主の自社株売買については、この他、売買報告書提出義務や短期売買差益の提供請求に関する規制がある。(法第163条、第164条)

早分かり※1

# インサイダー取引

誰が : 発行会社<sup>※2</sup>や公開買付等<sup>※3</sup>の関係者が

- ・ 発行会社や公開買付者の役職員
- ・ 発行会社や公開買付者との契約締結者等
- ・ これらの者から、直接情報の伝達を受けた者

どんな場合に : 重要事実を知って

- ・ 決定事実
  - ・ 発生事実
  - ・ 決算情報
- (・ その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすようなもの)

いつ : 公表前に

- ・ T D n e t を通じた適時開示
- ・ 新聞等報道機関 2 社以上 + 12 時間ルール
- ・ 法定開示書類の公衆縦覧

何をしたら : 株式等を売買する

- ・ 利得の有無は関係なし

※1 インサイダー取引に関する詳しいルールは、例えば、「こんぷらくんのインサイダー取引規制Q&A」(東京証券取引所自主規制法人)、「ポイント解説インサイダー取引規制入門」(ジャスダック証券取引所)をご参照ください。

2 金商法第166条第1項 : 会社関係者によるインサイダー取引

3 金商法第167条第1項 : 公開買付者等関係者によるインサイダー取引

# インサイダー取引規制に違反すると...

## 課徴金

- ・ 違反行為によって得た利得相当額<sup>\*</sup>の課徴金が課せられる。

\* 実際の課徴金額の計算方法は金融商品取引法に規定されている。

(参考) 平成20年12月施行の金融商品取引法で以下の見直しが行われた。

- ・ 違反者の密接・特殊関係者（子会社、親族等を規定）の計算において違反行為を行った場合も、自己の計算で行ったものとみなす。
- ・ 課徴金の水準について、重要事実公表日の翌日の終値から、公表後2週間以内の最高値/最安値に計算の基準を変更。
- ・ 除斥期間を3年から5年に延長 等。

## 刑事罰

- ・ 5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金または併科
- ・ インサイダー取引により得た財産の没収、追徴
- ・ 法人業務に関してインサイダー取引をした場合には、法人に5億円以下の罰金
- ・ 情報伝達者も共犯、教唆罪になる可能性がある。

その他、会社からの懲戒や社会的信用の失墜も

## ◎ 詐欺まがいのファンド

- 金商法改正により登録・届出が容易に  
⇒ 約4千社のファンド
  
- ファンド業者への監視委員会検査の本格化  
(21年春以降)
  - ・ ずさんなファンドの実態
    - ファンド出資金の流用
    - 誤解を生じさせる広告・表示
    - 虚偽有価証券報告書の提出
    - 脆弱な法令遵守態勢、内部管理態勢等
    - 無理な顧客勧誘 等
  
- 経理担当者等の立場で税理士が関与する例も



## ◎ インサイダー取引

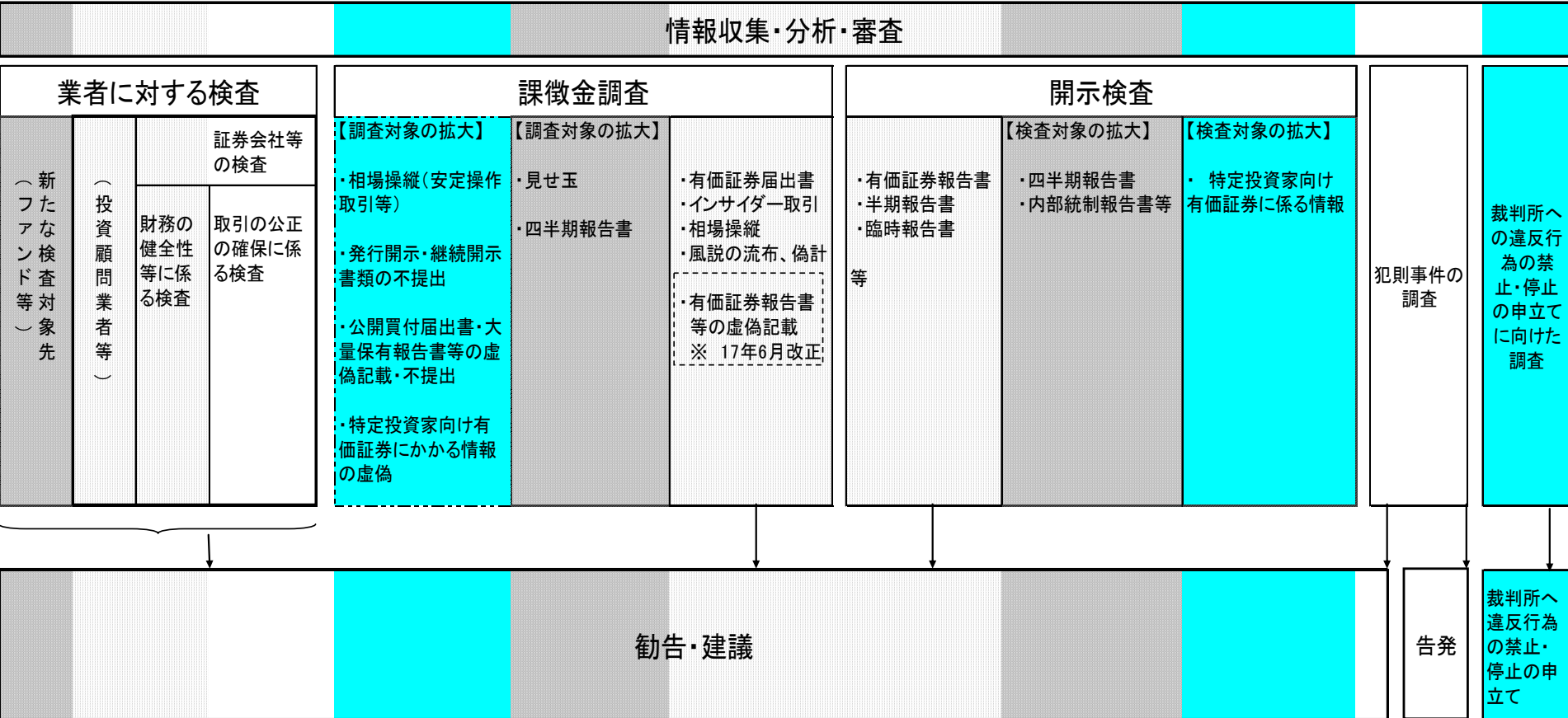
⇒ 特にTOB 関連

⇒ インサイダー情報の受領及び株取引への利用、第三者への伝達

### ○ 職業会計人等の関与した内部者取引の主な課徴金勧告

NO	勧告日	銘柄名	課徴金納付 命令対象者	違反行為の態様	課徴金額
1	H21.5.22	アルゴ21 ほか4社	公開買付者の 契約締結先社員からの 第一次情報受領者 (公認会計士)	キヤノンマーケティングジャパン(株)ほか4社が公開買付けすることについて、同5社との契約の履行若しくは締結の交渉又はその職務に関して知った証券会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	258万円
2	H21.10.23	リンク・セオリー・ ホールディングス (東証マザーズ)	PwCアドバイザリー社社員 (公開買付者の契約締結先社員)	(株)ファーストリテイリングが(株)リンク・セオリー・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	129万円
3	H21.10.23	ウィーヴ (ジャスダック)	公開買付者の従事者からの 第一次情報受領者 (税理士)	MCPシナジー1号投資事業有限責任組合(MCPシナジー)が(株)ウィーヴの株券を公開買付けすることについて、MCPシナジーの業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付け。	82万円

# 証券監視委の機能



平成16年6月 証券取引法改正  
 平成18年6月 金融商品取引法  
 平成20年6月 金融商品取引法改正

} により調査・検査対象となった部分

## 皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

### 個別銘柄に関する情報

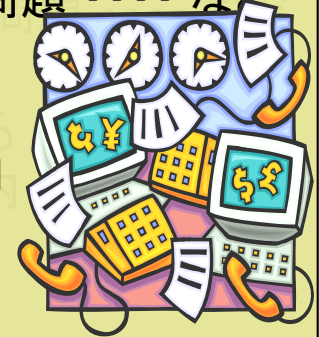
相場操縦(見せ玉や空売りなど)やインサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)、風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報など)、疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示・IRなど)やファイナンス(疑わしい割当先など)、上場会社の内部統制の問題……など

### 金融商品取引業者に関する情報

証券会社や外国為替証拠金取引業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)や、財務内容の健全性等の経営管理態勢に関する問題……など

### その他の情報

疑わしい金融商品やファンド、無登録業者……など



### お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直通:03-3581-9909 代表:03-3506-6000 FAX:03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>